

日本マッサージ新報

令和2年1月16日（木曜日） 第87号



公益社団法人日本あん摩マッサージ
指圧師会のシンボルマーク

発行

公益社団法人 日本あん摩マッサージ指圧師会

発行人：安田 和正

編集・印刷人：野本 矩通

事務局内で製版・印刷・製本

点字版：日視連点字出版所

音声版：日視連録音製作所

〒169-8664 東京都新宿区西早稲田 2-18-2

日本盲人福祉センター内

電話：03-3200-0031

FAX：03-5285-9003

振替口座：00140-7-122100

Eメールアドレス：info@nichimakai.or.jp

目次

巻頭言「結実・形成」	代表理事・会長 安田 和正	2
「新年を迎えてご挨拶」		
	副会長 総務・会計担当委員長 小谷田 作夫	3~4
令和2年ご挨拶	副会長 学術担当委員長 笹原 稔	4
新年のご挨拶	副会長 広報担当委員長 野本 矩通	4~5
あん摩師等法 19 条裁判 東京地方裁判所判決		5~6
今後新たにあはき療養費施術管理者となる新要件について		
	副会長 総務・会計担当委員長 小谷田 作夫	6~8
あん摩マッサージ指圧鍼灸施術所の看板広告規制について		
	副会長 学術担当委員長 笹原 稔	8~10
「情報は取りに行く時代」	理事 大場 裕之	10~12
令和元年度 三療研修会開催・計画のご案内		12
日本マッサージ新報のメール配信 希望者募集のお知らせ		12
(一社)愛媛県視覚障害者マッサージ師会中央学術研修会のご報告		13
名刺広告		14~16
お知らせ		16
訃報		16

巻 頭 言

「結実・形成」

公益社団法人 日本あん摩マッサージ指圧師会

会長 安田 和正

令和2年を迎えるにあたりまして会員の皆様に
慶賀の意を表したいと思います。

本年もどうぞ宜しくお願いいたします。

さて今年は子年、十二支の最初の年にあたり新
しい生命が誕生するという意味合いがあり、十干
で言うと庚となり結実・形成という意味合いがあ
ります。

従って本年は庚子年となり、本会にとって大きく飛躍する年にしたいと祈
願しています。その為には会員・賛助会員の皆様を始め、多くの関係者のみ
なさまのご支援・ご協力が必須です。

大きな柱としましては、①会員の組織強化②組織運営事業の充実化③研修
会等の事業の充実化④関係団体との共有化⑤視覚障がい者の皆さんへの配慮。
この5本の柱を基に、あん摩マッサージ指圧の専門団体として、広く国民の
保健衛生に寄与してまいります。

とはいえ、私達業界を取り巻く情勢は厳しく、無資格無免許問題。あはき
19条裁判（12月16日東京地裁において合憲の判決が下されました）。広
告問題。療養費に係る諸問題等々課題は山積していますが、関係団体がしっ
かりと共有してこれらの問題を乗り越えていかなければなりません。その為
には皆さんの多大なご支援ご協力が必要です。宜しくお願い申し上げます。



本年の庚子年に因んで、大きくステップアップ！

「あん摩の手当は、真心(こころ)の手当」

皆さんからの声をどしどしお聞かせください。ご加入もお待ちしています。
一緒に頑張りましょう！

「日マ会はあなたをしっかりと、サポートします！」

「新年を迎えて」ご挨拶

副会長 総務・会計担当委員長 小谷田 作夫

新年明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、輝かしい新春を健やかに迎えの事とお喜び申し上げます。

本年は東京オリンピックが7月24日の開会式から8月9日の閉会式までの開催となり、日本中が令和2年最大のイベントとして盛り上がる事でしょう。

一方、オリンピック後の景気失速は不可避との予測や超高齢社会の問題、そして今後も更なる災害発生が増大等を含めての景気循環論による、経済シナリオに基づく「昭和40年不況」の再来予測等も取りざたされております。

さて昨年は、1月より「あはき療養費受領委任の取扱規程」による新たな制度がスタートされました。日マ会は保険部会メンバーを中心に全力でこの対応に注力して参りました結果、会員の皆様からの多くの質問に対しても適切な対応が取られ、この難関を乗り越える事が出来ました。

今年は新たな制度として、療養費の受領委任を新たに取扱う施術管理者の要件に関する「厚労省保険局長通知」が本年早々に発出されます。

これを機会に本年も昨年実施しました地域ブロックでの自主的な自己研鑽の為の研修会を積み重ね、会員間の情報の共有化を図り、交流を深めるとともに、昨年と同様に、新会員の大幅な増加を達成できるよう努力して参りますので皆様のご支援・ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

本年も課題は山積されておりますが、安田会長を先頭に「あなたへのサポ

ート、日マ会！」のキャッチコピーをもって、更に組織拡大・拡充を成し遂げ、国民から、そして会員の皆様から大きく信頼、期待されるよう、力を合わせて前進して参りましょう。

今年もどうぞよろしくお願いいたします。

令和2年ご挨拶

副会長 学術担当委員長 笹原 稔

令和2年の新年にあたってご挨拶をさせていただきます。昨年は災害の多い年でした。被災された地域の方々に、お見舞いと一日も早い復興をお祈りいたします。心を引き締め、できることから前もっての用心に心がけていきたいと思えます。

新年にあたり私自身の決意と今迄の反省を含めて考えて見ました。

知識やわからないこと、何かを知りたいと思う時、まずインターネットで検索する人が多いのですが、現代においてはこれも必要と思えます。しかしそうして得た情報は、最大公約数的な一般論にとどまることが多いのではないのでしょうか。本当に価値ある情報は、実際に足を運び、自分自身が実感することで得られるはずです。情報社会の現代においてもこの鉄則は生きている、人もまた会ってみなければ分からない。

組織の現場に飛び込み、一人一人の話をじっくりと耳を傾け、心からの励ましを送ることから前進の勢いが生まれると思えます。昨年から多くの問題を抱えておりますがこれを乗り越えて、本会の発展のために共々に一歩でも前に進めていこうではありませんか。

新年のご挨拶

副会長 広報担当委員長 野本 矩通

日マ会会員の皆様、明けましておめでとうございます。昨年は年号が新しくなり記念行事も多く、あわただしい一年でしたが皆様はいかがお過ごしで

したか？本年も宜しくお願いいたします。

広報としては念願のテレビ会議がやっと軌道に乗ったところで、徐々になじんでくるものと思っています。

今年の広報委員会の目標は日マ会のPRです。

現在でも年2回の広報誌を活字・点字・mailにて皆様にお届けしているほか、ホームページの充実にも努力しているところです。

安田会長のお話では全国各地の業団体の会合に出席して感じることは「日マ会を知らない」又は「名前は知っているが活動内容は知らない」と言う人が予想以上に多いということです、その原因の一つはPRが足りないということだと思います。そこで、広報委員会としては大場理事を中心に※YouTubeを利用して安田会長とのインタビューなどの動画を配信し始めました。なるべく早く日マ会の行事とし、各ブロックからも配信していただけるようになればリアルな情報を共有し、会の活性化も進むのではと思っています。

皆様のご健勝とご多幸をお祈りしています。

※神奈川地域のYouTubeチャンネルで、まだ日マ会の公式はありません。

チャンネル名【日マ指圧マッサージ会（日マ会神奈川）】

あん摩師等法19条裁判 東京地方裁判所判決

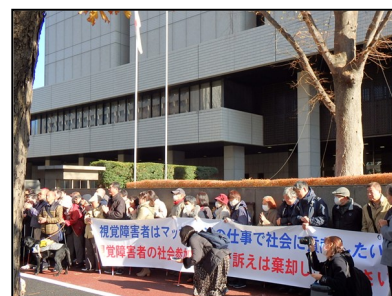
学校法人平成医療学園が、あん摩マッサージ指圧師国家試験の受験資格の得られる養成課程の新設を国に申請するも、却下されたことから始まったこの裁判。平成医療学園を(原告)、国を(被告)として東京・大阪・仙台のそれぞれの地方裁判所にて争われていましたが、12月16日東京地方裁判所において判決が言い渡されました。

東京地方裁判所の古田孝夫裁判長は、あん摩師等法19条を根拠とした、あん摩師養成学校設立制限は「合憲」であるとの判断を示しました。

なお、大阪・仙台の地方裁判所においても既に結審となり、それぞれに判決が下されるのを待つ状況です。

原告がこの判決を不服として、控訴した場合には東京における裁判が今後

も継続して行われることになります。その際には、皆様方のご協力をお願い致します。



今後新たにあはき療養費施術管理者となる新要件について

副会長 総務・会計担当委員長 小谷田 作夫

昨年の9月6日（金）に「第21回 あはき療養費検討専門委員会」がTKP 新橋カンファレンスセンター新館ホールにおいて開催され、「あはき療養費の研修受講や実務経験の要件を課す仕組みについて」以下の通り決定されました。

1. 概要

- 平成30年4月23日に開催された社会保障審議会医療保険部会「第20回あはき療養費検討専門委員会」において決定された「あはき療養費の不正対策及び受領委任制度による指導監督の仕組みの導入」に基づき令和2年4月までの実施を目指して検討、準備を行う。
- ・ 新施術管理者の要件は、「研修受講」及び「実務経験」とする。
- ・ 実施日は令和2年度中とし、円滑な実施のための準備期間を考慮して決定する。

2. 実務経験

○ 実務経験の期間

- ・ 実務経験の期間は、あはき師の資格取得後の期間とし、当面1年間とする。

- ・ 「施術所（厚生局に療養費の受領委任取扱い登録をしていない施術所でも可）の勤務施術者として実務に従事した期間」とする。

※ 出張専門施術者に帯同するなどして従事した期間は当該期間に含まれない。

- ・ 実務経験期間の証明は、「実務経験期間証明書」による。
- ・ 実務経験期間証明書は、あはき師が実務に従事した施術所の開設者又は施術管理者が証明する。

3. 研修受講

○ 研修の目的

この研修は、新たにあはき師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者が、適切に療養費の支給申請を行うとともに、質の高い施術を提供できるようにすることを目的とする。

○ 研修方法

16 時間、2 日間以上の講義による研修

以上の決定事項の背景は、柔道整復療養費については、すでに平成 30 年 4 月より新たに施術管理者となる者に研修受講や実務経験の要件を課す仕組みの実施状況と同様な仕組みを導入することです。

その後、登録研修機関は、公益財団法人 東洋療法研修試験財団となり、「柔整」案に揃えたい厚労省の意向に沿った研修カリキュラム・シラバスや研修日程等について、日マ会を含む保険推進協議会 4 団体の会長、実務者と東洋療法学校協会 会長及び試験財団事務局との合同連絡会が結成され、昨年末まで厚労省と施術管理者研修受講者数の推定、研修費用等について協議を積み重ねてまいりました。

そして、今後の「新たな療養費施術管理者の要件について」の通知が厚労省保険局長より今年の 1 月に発出されます。

この新要件の取扱い実施日は来年(令和3年)の1月からとなる方向です。

一方、施術管理者の要件の適用除外項目としては以下の通りとなります。

- (1) 実施日前において、既に受領委任の承諾を受けている施術管理者が実施日以降に同じ施術所で受領委任の取扱いを継続して行う場合は新たに「承諾通知」や「研修終了証」の写しを提出する必要はありません。

施術管理者が施術所の所在変更をして引き続き施術管理者となる場合でも同様に写しを提出する必要はありません。

また、出張専門である施術管理者が、他の都道府県へ住所変更した場合も同様に写しを提出する必要はありません。

あん摩マッサージ指圧鍼灸施術所の看板広告規制について

副会長 学術担当委員長 笹原 稔

看板等の規制

あん摩マッサージ指圧鍼灸治療院の治療という文言を認めてほしいとの要望について、各団体一致した見解については、医師の抵抗が強くこれを取り入れるのは難しいのではないかとの見解であった。この治療院という名称は広く使われており国民の中に定着している。厚労省の話としては、看板を取り替えるまでの間について認めるとのことであったが引き続き議論する事になった。

規制の対象となる名称

マッサージ、はり、きゅう〇〇医院・××病院など病院等と紛らわしい名称など

規制の対象となる広告内容

料金表示、施術の具体的内容、適応症状、効果、専門性、施術者の経歴、あはき以外の施術（民間療法など）、使用機器、Web ページ URL、ホームページは広告とみなす写真イラスト、利用方法など

令和元年11月現在、看板等の広告規制のガイドライン（抜粋）

基本的な考え方

(1) これまでの考え方

あはき・柔整に関する広告は、患者等の利用者保護の観点から、次のような考え方に基づき、あはき師法、柔整師法等により、限定的に認められた事項以外は、原則として広告が禁止されてきたところである。

- ① あはき及び柔整は、人の生命・身体に関わる施術であり、不当な広告により受け手側が誘引され、不適当な施術を受けた場合の被害は、他の分野に比べ著しいこと。

(2) 今回の考え方

- ① 今回の指針の作成に当たり、限定的に認められた事項以外は、原則として広告を禁止されてきた、あはき師法、柔整師法の規定する範囲内において、これまでの基本的な考え方は引き続き堅持しつつも患者等に正確な情報が提供され、その選択を支援する観点からその運用の留意事項を定めることとした。
- ② インターネット等を通じた情報の発信・入手が極めて一般的な手法となっている現状において、原則としてインターネット上のウェブサイト、ブログ等（以下「ウェブサイト等」という。）をあはき師法、柔整師法の規制対象とみなさないこととするものの、ウェブサイト等の内容の適切な在り方について、本指針に定め、本指針により、関係団体等による自主的な取組を促すこととした。
- ③ 国家資格外行為の手技により発生した事故の情報が相当寄せられていることなどを踏まえ、原則として、あはき師法及び柔整師法の規制対象とみなさないこととするものの、その広告の適切な在り方について、本指針に定めることとした。
- ④ 施術所の名称等の基準については、適切な「施術」を受ける機会を阻害されないようにするとともに、医療機関と紛らわしい名称を用いない等を明確にすることにより、国民の安全性を確保することが重要であることとした。

- ⑤ 違法性が疑われる広告等に対して、都道府県等が講じるべき指導等の措置が適切に実施できるよう、どのようなものが広告違反として問題となるかを明らかにするため、広告に係る基本的な考え方を示すとともに、具体的な表示例や指導上の留意事項等を取りまとめた。
- ⑥ 本ガイドラインは、医療広告ガイドラインを参考にしつつ、指導等の実効性を担保するとともに、消極的弊害（適切な受療機会の喪失）が起こり得るような広告を規制の対象とする考え方で作成することとした。

（３） 禁止される広告の基本的な考え方

あはき、柔整施術所等の広告は、あはき師法第7条第1項及び柔整師法第24条第1項の規定により広告が可能とされた事項以外は、何人も、文書その他いかなる方法によるを問わず、広告をしてはならないこととされている。

なお、上記により広告が可能とされた事項についても、その他関連法令によりその内容が虚偽又は誇大な広告に該当する場合は、当然、広告することは出来ず、その他関連法令による罰則の適用となる。

また、その他関連法令又は、それら法令に関連する広告の指針に抵触する内容について、あはき、柔整および国家資格外行為の施術所等（ウェブサイト等上の情報提供を含む）で広告をしないことは当然のことであり、それらその他法令等による広告規制の趣旨に反する広告についても、注意する必要がある。

さらに、品位を損ねる内容の広告等、あはき・柔整・国家資格外行為に関する広告としてふさわしくないものについても、ウェブサイト等上の情報提供も含め、厳に慎むべきものである。

「情報は取りに行く時代」

理事 大場 裕之

ここ数年、電車の中での光景が昔と変わってきました。おそらく8割か9割の乗客がスマートフォンとにらめっこしています。そして、それを不快に

思ったり、日本の行く末を危惧したりする人もいます。「あんなものばかりいじりやがって」「遊んでいるのだったら本や新聞でも読め」と、スマートフォンを使えない人の中で、そう思っている人もいます。

しかしここで、スマートフォンをいじっている人が、本当に遊んでいるか考えてみたいと思います。確かに、チラリと見えるその画面、明らかにネットゲームに興じている人もいます。他にはマンガや小説を読んでいたりと、新聞・雑誌を読んでいる人もいますでしょう。また音楽やラジオを聴いたり、動画サイト・映画・テレビ・録画しておいた番組を見ている人もいます。そしてSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)等で知人と会話したり、情報の入手をしている人もいます。

つまりここで申し上げたいのは、必ずしもただ遊んでいるわけではなく、移動中の時間を有効に活用しているということです。場合によっては仕事場になり、教育現場にもなります。一昔前は職場や自宅でしか書類の作成等できませんでしたが、スマートフォンがあればどこでもできて、直ちに送信することができます。また必要な情報もメールやSNSを介して送られてきたり、自分から調べることができます。世の中そうなっています。

さて、私たちあん摩マッサージ指圧業界はどうでしょうか？私の知る限り進んでいません。なんせアナログど真ん中、職人の世界ですから。私自身も含め、周囲の人も遅れていると思います。

日マ会で考えてみると年2回の会報と総会・損害賠償保険の合計4回の郵便物、そしてホームページの更新です。(保険部会や地域団体では他にあります)

ホームページがあるから進んでいると思っている方もいらっしゃると思いますが、どれだけの人が目にしているでしょうか？ページを更新しても更新した事実を伝える手段が現在のところないので、直ちに见られず情報が遅れて伝わります。これがSNSを使っていると、つながりを持っている人にはすぐに伝わります。新聞よりも早いのです。

8月の理事会、安田会長が締め言葉で「これからは情報発信が大事」とおっしゃっていました。広報委員として、これからの時代にあった情報発信をなさいと捉えています。受信者側も情報入手の手段とスキルを持

ちなさい、とも言えると思います。

YouTube、Twitter、Facebook 等、一度は聞いたことがあると思います。発信者側にならずとも、こういったツールに登録して、必要情報を受信できるようにすれば、情報は入ってきます。一度、知っている人に、やり方を教わってみてください。世界が変わるかも知れません。

～～ 令和元年度 三療研修会開催・計画のご案内 ～～

第13回 神奈川・千葉・埼玉合同技術研修会

日付：令和2年2月16日

会場：千葉県船橋市勤労市民センター

午前：初心者向けの受領委任制度研修会

講師：日本あん摩マッサーシ指圧師会 理事 大場 裕之先生

午後：古海 博子先生の臨床知恵袋（手技・あん摩）（案）

講師：古海 博子先生（元・東京医療専門学校教員）

詳細が決まりましたら、HPにてお知らせいたします。

日本マッサーシ新報のメール配信 希望者募集のお知らせ

日マ会では、会員の方を対象に会報のメール配信希望者を募集しております。

ご希望の方は、事務局（info@nichimakai.or.jp）まで下記の事項を記入し、お申し込みください。

1. 会員氏名
2. 配信をご希望されるメールアドレス
3. ご希望される会報のファイル形式

①PDFファイル

②メール本文への、会報本文の貼り付け

（この形式には、写真などの画像データは掲載されません。）

※メール配信を希望された方への、会報の郵送は行いませんのでご了承ください。

（一社）愛媛県視覚障害者マッサージ師会中央学術研修会のご報告

令和元年8月25日(日) 午前10時より、松山市総合福祉センター3階クラブ活動室において、主催（一社）愛媛県視覚障害者マッサージ師会による、令和元年度中央学術研修会が開催されました。

テーマ：

「臨床50年、今視覚障がいあん摩マッサージ指圧師に伝えたいこと」

講師：楠本 光男 先生 （公財）愛媛県視覚障害者協会 会長

参加者：24名（会員外1名含む）

主な内容

午前中は、あん摩を含めた視覚障がい者の職業の歴史から今の視覚障がい者の雇用の現状を話していただいた。

その後、治療に入る前の問診から患者自身を把握するポイントの講義をしていただいた。

治療に関する講義では、先生の体験を交えたユーモアあふれる講義であった。

午後からは、先生が当時、松山盲学校で学んだ手技を披露していただいた。

- 1 母指と四肢で患部をつまむように挟み、中枢部から末端部にもみながら移動していく。（主に前腕や下腿部への手技に使われる）
- 2 母指頭で患部に持続的に圧迫する。（主に坐骨神経痛、寝違えの疾患に使われる）
- 3 仙腸関節を広げる手技。（慢性腰痛に使われるが、治療後に行うのが有効）

総括

今回の講師の先生は、視覚障がい者であり、50年の臨床経験を生かした講義から参加者一人一人に手技を披露していただいた。

参加者一同、すごく身近な感覚を覚え、講義全体が収穫あるものとなった。



新年明けましておめでとうございます。
今年もよろしくお願い致します。

理事一同

公益社団法人
日本あん摩マッサージ指圧師会
会長 安田 和正

〒759-6301
山口県下関市豊浦町大字
川棚6180番地17
TEL/FAX 083-242-4247
携 帯. 090-3373-0035
mail:pnhps047@yahoo.co.jp

日マ会副会長
総務・会計委員長
社保審・療養費専門委員
小谷田 作夫

〒222-0032
神奈川県横浜市港北区大豆戸町
399-9
小谷田指圧治療院 院長
携帯:090-5214-2169

公益社団法人
日本あん摩マッサージ指圧師会
副会長 笹原 稔

〒142-0054
東京都品川区西中延 1-11-4
鍼灸 マッサージ アサヒ治療院
電話 080-8855-0988
Fax 03-5751-3160

公益社団法人
日本あん摩マッサージ指圧師会
副会長 野本 矩通

〒190-0013
東京都立川市富士見町 1-19-8
TEL. 090-7175-9717

公益社団法人
日本あん摩マッサージ指圧師会
理事 河口 誠

〒060-0052
北海道札幌市中央区南二条東
5-2-12 ロジェ大通東 202
河口治療所
TEL: 011-222-0004
携帯: 090-3779-3010
mail: 798tdap@jcom.home.ne.jp

公益社団法人
日本あん摩マッサージ指圧師会
理事 古村 法尾

〒175-0092
東京都板橋区赤塚 6-1-21
みのりマッサージ治療室
TEL.03-5383-1744

新年明けましておめでとうございます。
今年もよろしくお願い致します。

理事一同

公益社団法人
日本あん摩マッサージ指圧師会

理事 高村 将司

東桜針灸院

〒461-0005

愛知県名古屋市東区

東桜二丁目17-33
052-936-5299

公益社団法人

日本あん摩マッサージ指圧師会

理事 大場 裕之

Email :

bigfoot_medical@beetle.ocn.ne.jp

twitter : @obashiatsu01

公益社団法人

日本あん摩マッサージ指圧師会

理事 田村 光弘

〒273-0048

千葉県船橋市丸山2-39-7

田村指圧治療院

TEL.047-438-8875

携帯 090-3317-4053

mail : tamura.shiat@ozzio.jp

公益社団法人

日本あん摩マッサージ指圧師会

理事 楠 良一

〒790-0062

愛媛県松山市

南江戸2-15-50

マッサージしまなみ99

TEL.089-922-6533

公益社団法人

日本あん摩マッサージ指圧師会理事
社会福祉法人

日本視覚障害者団体連合 理事
社会福祉法人

岡山県視覚障害者協会 会長

片岡 美佐子

〒710-0826

岡山県倉敷市老松町2-9-3

TEL.086-423-1646

公益社団法人

日本あん摩マッサージ指圧師会

理事 野上 満男

〒839-1321

福岡県うきは市吉井町1423

野上鍼灸院

TEL.0943-76-4036

mail : n123@rhythm.ocn.ne.jp

日マ指圧マッサージ会
(日マ会 神奈川地域)



[日マ指圧]で検索！

千葉県あん摩マッサージ指圧会

会長 田村 光弘

携帯 090-3317-4053

毎月第1日曜日に、実技勉強会
を実施しています。

興味をお持ちの方は、ご連絡し
てください。

参加費は無料です。

お知らせ：令和2年6月13日に、第8回通常総会を下記記載の会場にて
開催いたします。

皆様のご来会をお待ちしております。

戸山サンライズ 全国障害者福祉センター

〒162-0052 東京都新宿区戸山 1-22-1

TEL 03-3204-3611 FAX 03-3232-3621

E-mail toyama@abox22.so-net.ne.jp

訃報

去る12月18日、当会の役員でありました時任基清様をご逝去なされました。

時任様には、(社福)日盲連 副会長などをはじめ数多くの役職をなされました。
その功績は、顕著なものがあります。当団体におきましても公益を取得する
以前の平成12年から長年にわたり、当会 会長としてご活躍いただきました
ことに深く感謝申し上げ、ここに心よりご冥福をお祈りいたします。